省エネルギー設備等導入補助金

申請の手引き　（第 1.2 版）

＜交付申請受付期間＞

令和７年６月２日（月）～(郵送申請のみ)

（令和７年６月１日以前の消印日の申請は無効）

令和７年４月

⚠本補助金の申請にあたっては、必ず要綱及び本手引きを熟読の上、適正な申請をお願いします。

なお、本手引きは必要に応じて更新する場合があります。

大和郡山市

＜はじめに＞

○本手引きは、「省エネルギー設備等導入補助金交付要綱（以下「要綱」という。）」を補完するために作成するものです。

○各種様式については、以下の市ホームページからダウンロードしたものを必ず使用してください。

中小企業向け 省エネルギー設備等導入補助金
https://www.city.yamatokoriyama.lg.jp/soshiki/chiikishinkoka/sangyo/8/15841.html

○要綱及び手引きに記載のない事項については、省エネルギー設備等導入補助金受付窓口（以下「受付窓口」という。）へ確認してください。

＜注意事項＞

○必ず、交付決定日以降に設備の導入に係る契約(発注)、購入、設置工事を行ってください。交付決定前にこれらを行った場合、本補助金を受けることはできません。

○受付期間外の書類の提出は、いかなる場合も受付できません。

○申請書の受付は郵送の消印日を基準とし、消印日が６月２日（月）の申請から順に受け付けます。６月１日（日）以前の消印日の申請は無効です。

○提出書類を送付する際は、必ず受付窓口（書類郵送先）を市ホームページで確認の上、送付してください。

○提出書類の記入には、鉛筆や消せるボールペンを使用しないでください。

○申請書及び添付書類に不備や不足があると受付できません。

○申請の内容により、追加で書類等の提出を求めることがあります。

○申請書に記載する連絡先は、必ず連絡がとれるようにしてください。連絡が取れないことによる書類の不受理等について、市は責任を負いません。

○予算を超える申請があった場合は、予告なく受付を締め切ります。

○申請額が予算額を超えた日に複数の申請があった場合、抽選により交付対象者を決定します。

○交付決定後に導入する設備等の変更を行う場合は、設備の導入に係る契約（発注)、購入、設置工事を行う前に、必ず計画変更承認申請書を提出してください。

○郵送事故等による書類の不受理について、市は責任を負いません。確実な郵送のため特定記録郵便または簡易書留による送付をおすすめします。

○本補助金の交付後、交付要件を満たさない事実、虚偽、不正等が発覚した場合は、補助事業者に対し交付済の補助金の返還を求めます。また、刑法上犯罪になる可能性があります。

《目次》

１　補助の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
１－① 目的
１－② 対象設備、補助金の額、補助限度額、予算額
１－③ 手続きの流れ

２　補助対象事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
２－① 補助対象設備
２－② 補助対象設備の要件
２－③ 補助対象外となる事業

３　補助対象者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
３－① 補助対象者
３－② 対象外となる事業者

４　補助対象経費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
４－① 補助対象経費
４－② 対象外となる経費

５　補助金交付申請額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
５－① 補助金の額、補助限度額
５－② 交付申請額の算出方法

６　補助金の交付申請　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
６－① 受付期間
６－② 書類の提出方法
６－③ 提出書類
６－④ 交付申請の取下げ

７　補助対象事業の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
７－① 変更申請が必要なとき
７－② 提出書類
７－③ 補助対象事業の中止

８　実績報告及び補助金の請求・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
８－① 提出期限
８－② 書類の提出方法
８－③ 提出期限

９　その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
９－① 導入設備の管理
９－② 補助金の経理
９－③ 協力
９－④ 不正受給への対応

１ 補助の概要

１－① 目的

大和郡山市内の中小企業者等が行う省エネ効果の高い設備や太陽光発電設備等の導入に対する補助を行うことにより、事業者へのエネルギー価格高騰への支援及び省エネルギー対策促進、再生可能エネルギーの導入拡大を図ります。

なお、本補助金は国の令和６年度補正予算物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施するものです。

１－② 対象設備、補助金の額、補助限度額、予算額

区 分	対象設備	補助金の額	補助限度額	予算額
省エネ設備	高効率空調設備	導入経費×1/2	200 万円	2,000 万円程度
	ＬＥＤ照明設備			
再エネ設備	太陽光発電設備			
	蓄電システム（※太陽光発電設備と同時導入の場合に限る）			

１－③ 手続きの流れ

※事業内容を変更する場合は、事業着手（契約・発注・購入及び工事の着工）の前に必ず変更申請を行ってください。

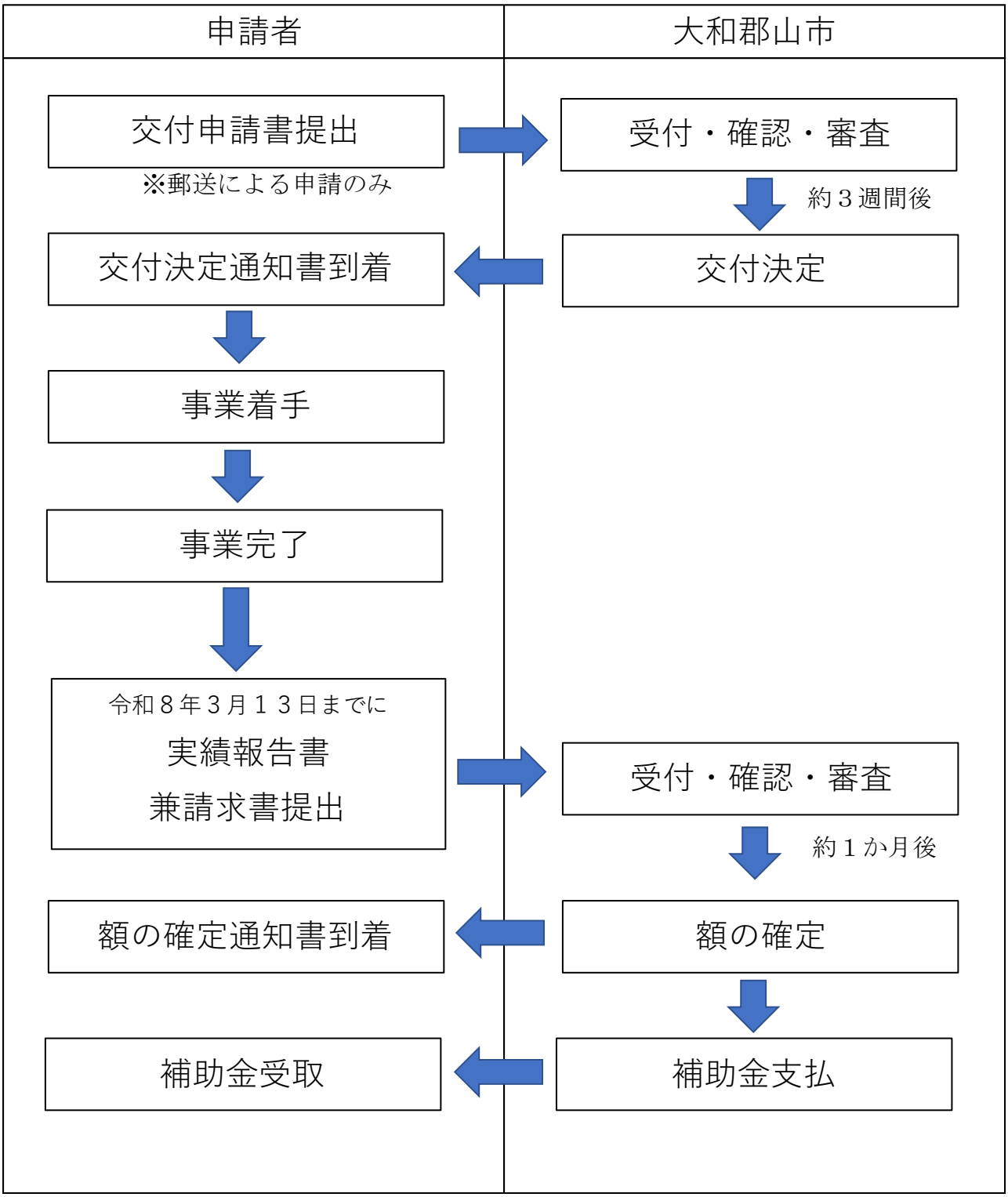

2 補助対象事業（要綱第４条）

補助対象事業は、補助対象設備を**市内**に導入する事業を言います。

【補足】設備を導入する事業所が大和郡山市内であれば、申請者となる事業者の所在地が他市町村でも構いません。

事業者の所在地	事業所の所在地	補助申請の可否
大和郡山市内	大和郡山市内	可
他市町村	大和郡山市内	可
他市町村	他市町村	不可

【補足：「事業所」】

「事業所」とは事務所、営業所、商店、工場等の事業の用に供する施設及びこれらに付随した倉庫や空き地等の関連施設を言います。

対象外となる建物の種類：居宅、寄宿舎、共同住宅

２－① 補助対象設備

①省エネルギー設備（以下「省エネ設備」という。）

ア 高効率空調設備

イ ＬＥＤ照明設備

②再生可能エネルギー設備（以下「再エネ設備」という。）

ア 太陽光発電設備

イ 蓄電システム **※太陽光発電設備と同時導入に限ります**

２－② 補助対象設備の要件

補助対象設備は以下の要件を満たす必要があります。

①省エネ設備 （設備の種別ごとに補助対象経費が５０万以上であること）

ア 補助対象者が使用する事業所に設置すること（**共同申請**の場合、リース契約等利用者が使用する事業所に設置すること）。

【補足】リース契約による導入の場合は、設備の貸主であるリース事業者と設備の利用する事業者の連名で申請する必要があります。(P10 イメージ図参照)

イ 補助対象者自らが所有する設備であること。

【補足】
テナント入居者が申請できるのは、テナント利用者が所有する設備を更新する場合に限ります。なお、テナント利用者からの申請の場合、テナント契約がわかる書類の提出を求める場合があります。

ウ 既存設備に替えて未使用の設備を導入し、事業の用に供するものであること。

エ 実施により省エネルギーが図られ、**二酸化炭素排出量の削減効果**が見込まれるもの。

【補足】交付申請書の添付資料である「見込削減効果試算表（別記様式第 2-1 号、別記様式第 2-2 号)」により、削減効果があることを確認してください。

オ ２者以上の事業者から**見積書**を徴収し、最低価格を提示した事業者から設備を導入すること。

【補足】徴収する見積書について、以下の点に注意してください。
○必ず２者以上から見積書を徴収してください。
○「補助対象経費」と「補助対象外の経費」が明確にわかるように記載されている見積書を徴収してください。
→次に掲げる経費は必ず項目として記載した見積書とするように依頼してください。
補助対象経費：設備本体費・設置工事費
補助対象外経費：撤去工事費
（P20「見積書作成例」参照）
○見積書に記載される数量、単価等は、「一式」という記載にせず、可能な限り明確かつ詳細に記載した見積書を徴収してください。
→「一式」と記載されている項目は、補助対象外の経費とする場合があります。
○複数の設備の導入を申請する場合は、導入設備ごとの内訳が記載されている見積書を徴収してください。
→見積書を分けていただかなくても構いません。
○採用する事業者は、見積書の合計金額ではなく、補助対象経費が最低価格となるものとしてください。
【例】見積書の採用イメージ

事業者Ａの見積書　事業者Ｂの見積書 採用する事業者

事業者 A の見積書		事業者 B の見積書		採用する事業者
補助対象経費	合計金額	補助対象経費	合計金額	
100 万円	150 万円	120 万円	200 万円	事業者Ａ
100 万円	150 万円	90 万円	170 万円	事業者Ｂ

カ　設備の導入に係る契約・発注・購入及び工事の着工を補助金交付決定通知書に記載する**交付決定日以降**に行うこと。

【補足】交付決定日よりも前に契約・発注・購入及び工事の着工が行われた事業はいかなる場合でも補助対象事業として認められません。

キ　設備の種別ごとに下表に定める要件を満たすこと。

種別	要件
高効率空調設備	**トップランナー基準を達成するもの** 【補足：「トップランナー基準を達成するもの」】 「トップランナー基準を達成するもの」とは、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律に基づき定められた令和７年４月１日時点で有効の省エネ性能の目標基準達成率 100%以上を達成するものを言います。 導入する設備を決定する前にメーカーのカタログ等で基準を達成している製品か確認してください。
ＬＥＤ照明設備	既 存の照明設備を新たにＬＥＤ照明に更新するもの ※ 次の場合は対象外とする。 ・ＬＥＤ照明からＬＥＤ照明への交換 ・電気工事を伴わない光源部のみ（電球・照明器具等）の交換 【補足】照明器具の交換を行わず、配線工事等を行うことによって光源部のみを交換する場合も対象外となります。

②再エネ設備（設備の種別ごとに補助対象経費が５０万以上であること）

ア　市内に補助対象者が使用する事業所に設置すること（**共同申請**の場合、市内に設置すること）。

【補足】リース契約や電力販売契約による導入の場合は、設備の貸主であるリース事業者と設備の利用する事業者の連名で申請する必要があります。(P10 イメージ図参照)

イ　補助対象者自らが所有する設備であること。

ウ　未使用の設備を導入し、事業の用に供するものであること。

エ　再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号）に基づくＦＩＴ（Feed in Tariff）制度又はＦＩＰ（Feed in Premium）制度による売電を行わないものであること。

オ　本事業により導入する太陽光発電設備で発電する電力量の５０％以上を、市内の事業所で**消費**すること。

【補足】交付申請書の「事業計画書（第１号様式別紙)」に記載のある「自家消費の見込」より、要件を満たしていることを確認してください。

カ　蓄電システムから供給される電力が、原則、市内の事業所で使用（消費）されるものであること。

キ　法定耐用年数を経過するまでの間、本事業により取得した環境価値について、Ｊ－クレジット制度その他への登録、証書化等による取引を行わないこと。

ク　２者以上の事業者から**見積書**を徴収し、最低価格を提示した事業者から設備を導入すること。

ケ　設備の導入に係る契約・発注・購入及び工事の着工を補助金交付決定通知書に記載する**交付決定日以降**に行うこと。

【補足】交付決定日よりも前に契約・発注・購入及び工事の着工が行われた事業はいかなる場合でも補助対象事業として認められません。

コ　設備の種別ごとに下表に定める要件を満たすこと。

種別	要件
太陽光発電設備	・太陽電池モジュールが一般財団法人電気安全環境研究所（JET）の認証を受けているもの又は国際電気標準会議（IEC）の IECEE-PV-FCS 制度に加盟する海外認証機関による認証を受けたものであること。
蓄電システム	・ＪＩＳ規格又は一般社団法人電池工業会規格に準拠していること。 ・充放電を繰り返すことを前提とする据置型（定置型）のものであること。 ・常時、太陽光発電設備と接続され、太陽光発電設備により発電される電力を充放電できるものであること。

２－③ 補助対象外となる事業

次のいずれかに該当する事業は、補助対象外となります。

ア 中古品の設置、予備品の設置、修繕その他これらに類する事業

イ 自社製品の設置により導入する事業

ウ 省エネ設備を**新たに導入・増設する事業**

> 【補足】今まで設備が設置されていないところに新しく設置する事業は対象外となります。
> 例）倉庫に新たに空調設備を導入する、照明の数を増やす 等

エ レンタル等により短期間の導入となる事業

オ 兼用設備（補助対象の区分が明確にできない設備）等を導入する事業

カ 技術開発、実証実験その他これらに類する事業

キ 関係法令、ガイドライン等を遵守しない事業

ク　実施期間内に補助対象事業の完了が見込めない事業

> 【補足】
> 「実施期間内に補助対象事業の完了」とは、令和８年３月１３日までに補助対象設備を導入し、導入費用全額の支払いを完了させることを言います。
> なお、実績報告書兼補助金請求書（第９号様式）は令和８年３月１３日までに提出が必要です。

ケ　本補助金と**併せて受給する**ことのできない補助金等を受給している事業

> 【補足】本補助制度は、他の補助金との併用を妨げませんが、併用を検討している補助金が他の補助金との併用しないことを要件としている場合があります。申請者において確認の上、申請してください。

コ　公序良俗に反するおそれがある事業

サ　その他補助金の趣旨及び交付の目的に照らして市長が適当でないと認める事業

3 補助対象者（要綱第５条）

３－① 補助対象者

○中小企業者　以下に該当するもの。

①中小企業基本法第２条第１項に規定する中小企業者（会社又は個人事業主）

次に掲げる者を除く

NPO 法人、社会福祉法人、特別法人、宗教活動、政治活動、風俗営業等を営む者、暴力団と関係を有する者

中小企業基本法第２条第１項に規定する中小企業者（会社又は個人事業主）

業種	中小企業者 （下記のいずれかを満たすこと）	
	資本金の額	常時使用する従業員の数
製造業、建設業、運輸業、その他業種（以下の業種を除く）	3 億円以下	300 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
小売業	5,000 万円以下	50 人以下

○リース契約等事業者　以下に該当するもの。

①リース契約で省エネ設備を導入するリース契約等事業者

②リース契約又は電力販売契約で再エネ設備を導入するリース契約等事業者

ただし、いずれの場合も次のすべてを満たす場合に限る。

・リース契約等事業者とリース契約等利用者の共同申請であること。

・補助金全額がリース契約等利用者に還元されること。

【補足：リース契約等のイメージ】

リース契約・電力販売契約による設備の導入は下図のとおりとなります。

※設備の利用者となるリース契約等利用者は中小企業者に限る。

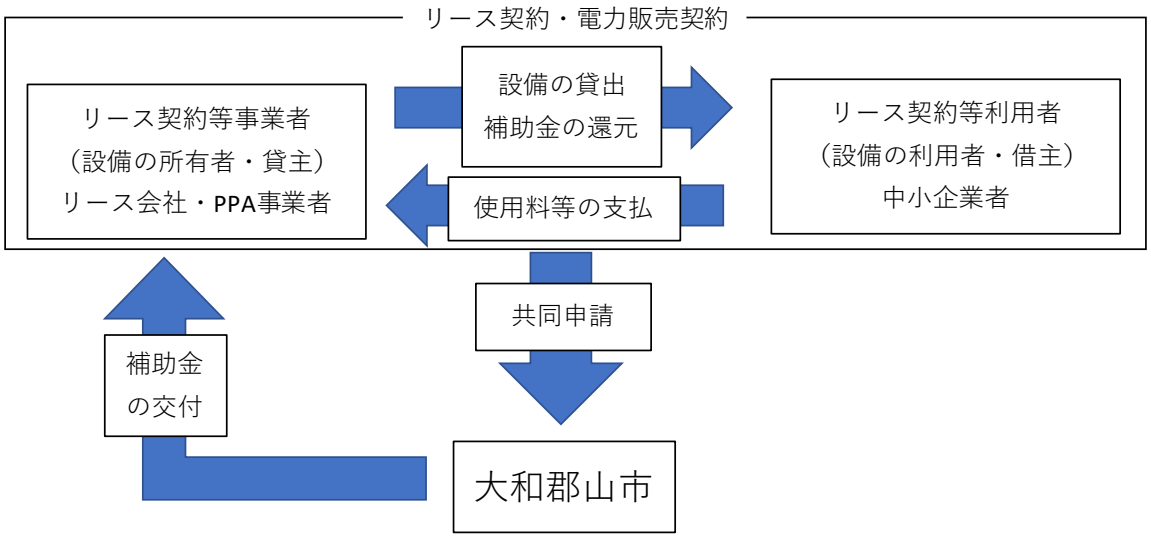

３－② 対象外となる事業者

次のいずれかに該当する者は、補助対象外となります。

※リース契約又は電力販売契約により省エネ・再エネ設備を導入する場合は、リース契約等利用者も同様

ア　市税等を滞納している者

イ　地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者

ウ　令和７年４月１日（要綱施行日）から交付申請書提出までの間に、物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止の措置要件に該当する行為を行っている者

エ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者。

オ　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）の第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者

カ　公序良俗に反する活動を行う団体

キ　政治団体、宗教上の組織又は団体

ク 虚偽の補助金交付申請を行った者
ケ 国、地方公共団体並びに国又は地方公共団体が出資する団体
コ その他市長が不適当と認める者

４ 補助対象経費（要綱第６条）

４－① 補助対象経費

以下に掲げる経費から国・県等の補助金、寄付金その他収入の額を控除した額。

補助対象設備	補助対象経費 （税抜き）
高効率空調設備	設備本体及び付属設備の購入並びに設置に係る費用
LED 照明設備	
太陽光発電設備	太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナ及びその他の付属機器（接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器等）の購入並びに設置に係る費用
蓄電システム	リチウムイオン蓄電池、制御部（例：蓄電池ユニット）、電力変換装置（インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等）及びその他の付属機器（計測・表示装置、配線、配線器具）の購入並びに設置に係る費用

【補足：補助対象経費のイメージ】
補助対象経費は下図のとおりとなります。

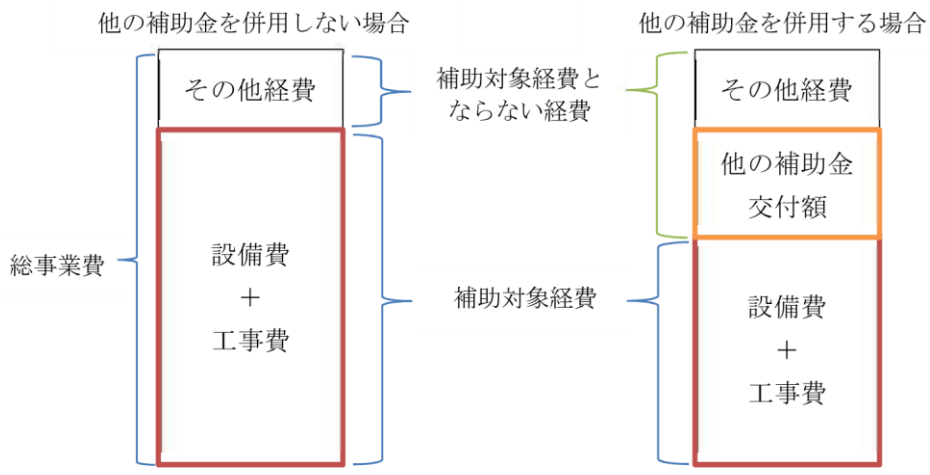

４－② 対象外となる経費

以下に該当する経費は、対象外の経費となります。
ア 設置する場所の整備工事、基礎工事に係る経費
イ 導入にあたっての調査費、設計費、事務費
ウ 既存設備等の搬出・撤去・廃棄・移設等に係る経費
エ 既存設備等の劣化等に伴う修繕費、補修費
オ 諸経費・雑費などの不明瞭な経費

カ 自社が施工した場合に係る経費（リース契約及び電力販売契約による導入時は除く）
キ メンテナンス費（保証料）、保守契約費用
ク 消費税及び地方消費税
ケ サービス、ソフトウェア等の加盟・登録料及び使用料
コ 値引き費用（ポイント等の利用による値引きも含む）
サ 各種保証・保険料、振込手数料等
シ 補助対象経費以外の経費と混同して支払いが行われており、補助対象経費との区別が難しいもの
ス その他市長が適当でないと認める経費

5 補助金交付申請額（要綱第６条）

５－① 補助金の額、補助限度額

対象設備ごとの補助金の額、補助限度額は以下のとおりになります。

区 分	対象設備	補助金の額	補助限度額	予算額
省エネ設備	高効率空調設備	導入経費×1/2	200 万円	2,000 万円程度
	ＬＥＤ照明設備			
再エネ設備	太陽光発電設備			
	蓄電システム（※太陽光発電設備と同時導入の場合に限る）			

※複数の設備を導入する場合の補助限度額は、申請事業者全体で 200 万円までとなります。

５－② 交付申請額の算出方法

補助金交付申請額は、補助対象設備ごとに以下のとおり算出してください。　なお、算出額は税抜きで計算し、1 万円未満の端数は、切り捨ててください。

①：補助対象経費 × 1/2 の算出額 または ②：200 万円
（補助率）　（補助限度額）
⇒①と②を比較して小さい方の額。

6　補助金の交付申請（要綱第７条、第９条）

６－① 受付期間

令和７年６月２日（月）　～　　（令和７年６月１日以前の消印日の申請は無効）

※交付申請額が予算額に達した場合は、予算額を超えた日をもって交付申請の受付を終了します。

※受付期間外の書類の提出は、いかなる場合も受付できません。

【補足】
・「消印」とは、切手等が使用済みであることを示すためになされ、郵便局が郵便物を引き受けたことを証明する印になります。その消印に記載されている日付のことを「消印日」と言います。

６－② 書類の提出方法

郵送のみ

（提出先）

〒639-1198
奈良県大和郡山市北郡山町 248-4
大和郡山市　地域振興課　省エネルギー設備等導入補助金 受付窓口

【注意事項】

○電子メールや持込み等の提出は、受付できません。

○**消印日を受付日とし**、先着順で受け付けます。

【補足】
・料金別納郵便等の消印が押印されていない場合は、受付窓口に書類が到着した日を受付日とします。

○**申請書及び添付書類に不備や不足がある**場合は、受付できません。

【補足】受付窓口から不備の修正、不足書類の提出を求める連絡をしますが、その場合は修正書類、不足書類が受付窓口に到着し、申請書類が完成した日を受付日とします。

○予算額を超えた日に複数の申請があった場合、抽選により交付対象者を決定します。

【補足】抽選の対象となる申請は、次のものになります。
・消印日が予算額を超えた日（受付終了日）当日かつ申請書及び添付書類に不備・不足がなく受け付けたもの
・不足書類があった申請で申請書類が完成した日が予算額を超えた日（受付終了日）当日のもの

○受付期間外に提出された書類は、受付しません。

【補足】
・令和７年６月１日（日）以前の消印日の申請は無効です。

○本補助金を受けられるのは、１回限りとなります。

※設備の導入がリース契約・電力販売契約による場合は、設備の利用者となる１リース契約等利用者あたり１回限り。

【補足】
・リース契約等事業者は、設備の利用者となるリース契約等利用者が異なれば、複数回申請することができます。

○複数の事業所に補助対象設備を導入する場合は、１回にまとめて申請してください。
○いかなる場合も書類の返却は行いません。

６－③ 提出書類　以下の書類を提出してください。

提出書類	省エネ設備	再エネ設備
補助金交付申請書（第 1 号様式）	○	○
事業計画書（第 1 号様式（別紙）） 【補足】 別紙「事業計画書（第 1 号様式（別紙））の注意事項」参照。	○	○
・（法人の場合）登記事項証明書（会社・法人） ※交付申請の日から 3 か月以内のもの ※共同申請は申請者（リース契約等事業者）と共同申請者（リース契約等利用者）の双方分 ・（個人事業主の場合）受領機関の受領印が押印された開業届の控えまたは直近の確定申告書の写し	○	○
誓約書兼同意書（別記様式第 1 号） ※共同申請は申請者（リース契約等事業者）と共同申請者（リース契約等利用者）の双方分	○	○
補助対象設備の仕様等や要件を満たすことが確認できるもの（仕様書、カタログ等）	○	○
補助対象経費を確認できる補助対象設備の見積書の写し ※交付申請の日から 3 か月以内のもの。 ※2 者以上の見積書の写し 【補足】 徴収する見積書は、P7 の注意事項を満たしたものとしてください。	○ 2 者以上	○ 2 者以上
見込削減効果試算表（別記様式第 2-1 号、別記様式第 2-2 号）	○	×
既存設備の仕様等がわかるもの（仕様書、カタログ、銘板部分の写真等） 【補足】 見込削減効果試算表に記載した機器の仕様がわかるものを提出してください。	○	×
補助対象設備を導入する事業所全体及び導入場所を確認できるカラー写真 （事業所外観、設備の設置予定場所、既存設備の現況のカラー写真等） 【補足】 ・事業所外観、設備の設置予定場所がわかる写真を提出してください。 ・導入する設備が省エネ設備の場合、上記に加えて既存設備現況が確認できる写真も提出してください。	○	○

補助対象設備の配置図 【補足】 ・省エネ設備を複数導入する場合は、導入数がわかる図面を提出してください。（P21「図面作成例）参照） ・再エネ設備を導入する場合は、設置する太陽電池モジュールの全ての枚数が確認できる配置図を提出してください。	○	○
補助金還元確認書（別記様式第 3 号） ※申請者がリース契約等事業者である場合に限る	○	○

６－④ 交付申請の取下げ

交付決定を受ける前に交付申請を取り下げる場合は、補助金交付申請取下届出書（第 4 号様式）を速やかに提出してください。

7 補助対象事業の変更（要綱第１０条、第１１条）

７－① 変更申請が必要なとき

補助金交付決定通知書を受けた後に次に該当するような交付決定された内容を変更するときは、必ず事業計画変更承認申請書（第 5 号様式）を提出してください。

ア 導入する設備の種類

イ 導入する設備の数量

ウ その他、市が必要とする場合

【注意事項】

○必ず補助対象事業に着手する前に変更申請を行ってください。
○変更の内容によっては、変更後に交付決定額が減額することがあります。
○変更後の補助交付申請額が交付決定額を上回るような設備に変更する申請は妨げませんが、変更申請により交付決定額が増額することはありません。
○省エネ設備の変更において、既存設備の温室効果ガス排出量を上回る設備への変更は認められません。
○導入する設備を省エネ設備から再エネ設備に変更する場合、またその逆の場合は、変更申請ではなく、新たに交付申請を行ってください。ただし、導入しようとする設備の交付申請受付が終了していた場合は、新たに申請することはできません。
○変更承認申請書の提出が必要かどうか判断に迷う場合は、受付窓口へ確認してください。

７－② 提出書類

以下の書類を不足なく提出してください。

○事業計画変更承認申請書（第 5 号様式）
○交付申請書提出時の添付書類（P14 参照）のうち、変更内容に関係する書類

７－③ 補助対象事業の中止

次に該当するときは、事業中止承認申請書（第 7 号様式）を速やかに提出してください。

ア 補助対象事業のすべてを中止するとき

イ 複数の設備の申請をしている場合で、一部の設備の導入を中止するとき

※導入する設備の数量を減らすときは、事業計画変更承認申請書（第５号様式）を提出してください。

８ 実績報告及び補助金の請求（要綱第１２条）

８－① 提出期限

補助事業完了から 令和８年３月１３日（金）まで

【補足】
「補助事業完了」とは、補助対象設備を導入し、施工事業者に対して導入費用全額の支払いが完了することを言います。

８－② 書類の提出方法

郵送のみ

(提出先)
〒639-1198
奈良県大和郡山市北郡山町 248-4
大和郡山市　地域振興課　省エネルギー設備等導入補助金 受付窓口

【注意事項】
○書類の提出がない場合は、補助金は交付できません。
○電子メールや持込み等の提出は、受付できません。
○**報告書及び添付書類に不備や不足がある**場合は、受付できません。書類が揃った時点での受付となります。

【補足】
やむを得ない理由で添付書類の提出が遅れる場合は、受付窓口へ連絡してください。

○交付決定後に事業計画に変更があったにも関わらず、変更申請書の提出がなされていない場合、補助金額を交付決定額から減額することがあります。
○いかなる場合も書類の返却は行いません。

８－③ 提出書類　以下の書類を提出してください。

提出書類	省エネ設備	再エネ設備
実績報告書兼補助金請求書（第 9 号様式） 【補足】 別紙「実績報告書兼補助金請求書（第 9 号様式）の注意事項」参照。	○	○
事業実績報告書（第 9 号様式（別紙）） 【補足】 別紙「事業実績報告書（第 9 号様式（別紙））の注意事項」参照。	○	○
補助対象設備の導入に係る契約・発注・購入及び工事の着工に関する内容や契約日等が確認できる書類（契約書、発注書等の写し） ※共同申請の場合、補助金相当額が共同申請者（リース契約等利用者）に還元されることが確認できること 【補足】リース契約期間満了後に補助対象設備が申請者（リース契約等事業者）から共同申請者（リース契約等利用者）譲渡される場合は、その旨を記載してください。	○	○
補助対象設備の導入費用についてわかるもの（請求書等の写し） 【補足】 交付申請時に提出した見積書と同じ内訳のものを提出してください。	○	○
補助対象設備の導入費用に係る支払いを確認できるもの（領収書等の写し） 【補足】 ・導入費用の全額の支払いが確認できるものを提出してください。 ・この書類に記載されている日付が、補助事業の完了日となります。	○	○
補助事業者による補助対象設備の導入を確認できるもの（納品書、保証書等）	○	○
削減効果試算表（別記様式第 4-1 号、別記様式第 4-2 号）	○	×
補助対象設備の設置状況が確認できる現況のカラー写真 【補足】 ・交付申請時に提出した写真と見比べて、導入したことがわかる写真を提出してください。 ・太陽光発電設備を導入した場合は、パネルの枚数を確認できる写真も提出してください。	○	○
電力会社との協議内容が分かる書類（契約書、系統連系申込書等）	×	○ 太陽光のみ
通帳の写し（補助金の振込先口座の情報を確認できること。振込先口座は補助事業者名名義の口座に限る。）	○	○

９ その他

９－① 導入設備の管理

○補助対象設備は、補助金の交付を受けた後も設備ごとに以下の期間は善良な管理者の注意を持って管理し、適正な運用をしてください。

補助対象設備	形式	期間
高効率空調設備	建物附属かつ出力 20kW 以下のもの	13 年
	建物附属かつ出力 20kW を上回るもの	15 年
	上記以外	6 年
ＬＥＤ照明設備	すべて	15 年
太陽光発電設備	【補足】国税庁の見解によると、一般的に、自家消費型の太陽光発電は、導入した事業所で最終的に何を生産しているかによって耐用年数が異なるとされています。	17 年 （用途により異なる）
蓄電システム	すべて	6 年

○上記の期間内に補助金の目的に反する使用、譲渡、交換、貸し付け、又は担保に供する処分等はしてはいけません。

○災害等の補助事業者の責に帰することのできない事由によって、期間内に処分する場合は、市に届け出てください。

○リース契約等により補助対象設備を導入した場合、契約期間満了後にリース契約等事業者からリース契約等利用者に補助対象設備が譲渡されるときは、契約書等にその旨を明記してください。

９－② 補助金の経理

補助事業者は、補助対象事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした**証拠書類**を整備し、補助対象事業の完了した日（第 17 条の規定により取消しを受けた場合も含む）の属する年度の終了後 5 年間保存してください。

【補足】設備導入の導入に要した費用の支払いに関する書類（見積書、請求書、領収書等）を、令和 13 年 3 月 31 日まで保管してください。

９－③ 協力

○市から補助事業に関する報告を求められた場合、又は現地調査を求められた場合は協力してください。

○市が取得した法人情報は、本補助金の交付に係る業務のほか、地球温暖化防止等に関する資料やアンケート等の送付に活用する場合があります。

９－④ 不正受給への対応

補助金の交付後に、不審な点が見られる場合、調査を行うことがあります。調査により、不正受給に該当する虚偽や不正等が判明した場合は、以下の措置を行う場合があります。

〇補助金の全額の返還請求を行います。

〇補助事業者の公表を行います。

〇不正の内容等により、補助金の受給に関し犯罪事実があると考えられるときは、不正に補助金を受給した補助事業者を告訴・告発します。

見積書作成例

交付申請日以前であること → 令和　年　月　日

見積書

株式会社　〇〇〇〇　御中

件名：株式会社　〇〇〇〇　△△事務所における照明取替工事

お見積額　　￥　500,000－（税抜）

株式会社〇〇〇〇
〒000-0000
〇〇県〇〇市〇〇町1-2-3
TEL：00-0000-0000

納期	令和　年　月　日
引渡場所	現地施工渡し
支払条件	

「設備購入費」は品名・型番毎に記載すること

区分	品名	規格・型番	数量	単位	単価	金額	備考
設備購入費	LED照明　〇〇	AB12-CD	20	台	3,000	60,000	
	LED照明　△△	EF34-GH	10	台	5,000	50,000	
	LED照明　□□	IJ56-KL	10	台	7,000	70,000	
設置工事費			1	式	150,000	150,000	
撤去工事費			1	式	75,000	75,000	
調査費			1	式	35,000	35,000	
一般管理費			1	式	40,000	40,000	
事務費					10,000	10,000	
雑費					10,000	10,000	
総計						500,000	

「設備購入費」「設置工事費」「撤去工事費」の区分は必ず記載すること。

交付申請書の補助対象経費には「設備購入費」「設置工事費」の税抜金額を記載すること

図面作成例（省エネ）

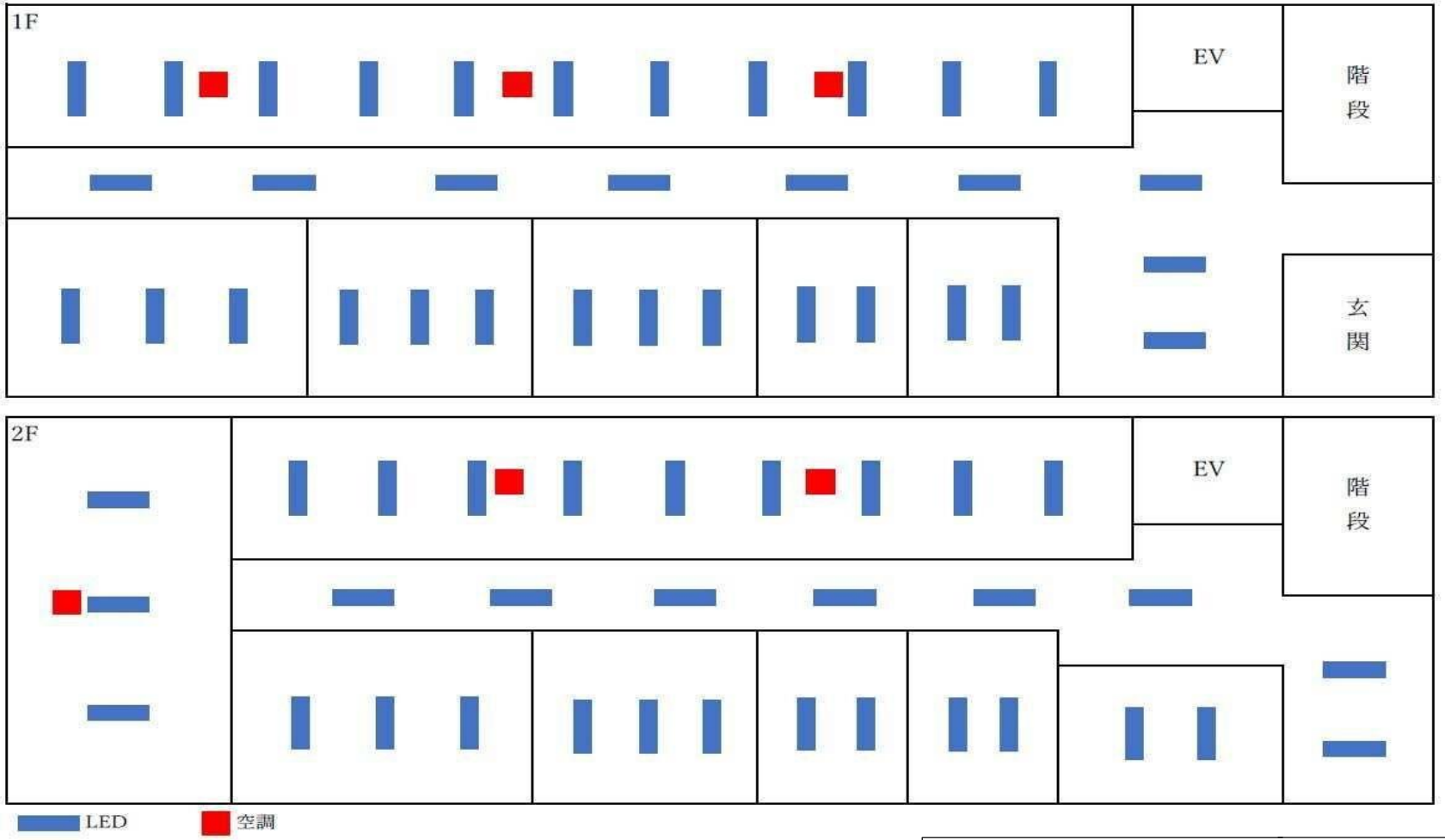

＜注意事項＞
・交付申請書の「４補助対象設備（導入設備）の概要」に記載した導入数すべてをわかるように記載してください。
・図面は既存の施設図面もしくは作成いただいた図面どちらでも構いません。